



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	我が国における企業不正事例(7)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 46(4), 82-90
Issue Date	1997-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32045
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(4)_P82-90.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例（7）

吉 見 宏

前号までの目次

1. はじめに——企業不正事例研究の意義
2. 事例 大光相互銀行
3. 事例 KDD (以上 本誌第45巻第2号)
4. 事例 興人
5. 事例 不二サッシ工業・販売
(以上 本誌第45巻第3号)
6. 事例 リッカー
7. 事例 平和相互銀行 (以上 本誌第45巻第4号)
8. 事例 日東あられ
9. 事例 イトマン (以上 本誌第46巻第1号)
10. 事例 日本コッパース
11. 事例 マクロス (以上 本誌第46巻第2号)
12. 事例 アイベック
13. 事例 イトーヨーカ堂 (以上 本誌第46巻第3号)
14. 事例 雅叙園観光

14. 1 事例の概要

雅叙園観光株式会社（以下、雅叙園観光と記す）は東京に本社を置くホテル経営を主たる事業とする東京証券取引所一部上場企業である。本事例は、この企業における、監査人（公認会計士）解任にかかる事例である。

本事例においては、その核心である公認会計士の解任だけを概観するのではなく、その理解のためにはそれへ至る経過をみるのが肝要であろう。

雅叙園観光の主要な資産は東京・目黒にあるホテルである。創業者のM氏は、他に日本ドリーム観光のオーナーでもあり、このため、雅叙園

観光は日本ドリーム観光の保有する遊園地である、横浜、奈良のドリームランドで売店を営するなどもしていた。さてM氏は、後継者として自分の孫を考えていたが、昭和59年1月、その孫が経営者としての資質を得る前にM氏自身が死去してしまう。このため、M氏の未亡人が雅叙園観光の会長となり、社長にはM家とは関係のないS氏が就任した。

ところがこの後、S氏はM家によるいわゆるオーナー支配から脱しようとする。具体的には、大阪の仕手集団であるコスモポリタンのIk氏と組んで自社株を買い占め、雅叙園観光の経営権を掌握しようとしたのである。これに対して、M未亡人も他の仕手筋や警察出身の政治家、官僚と連携して応戦した。結局この対立は、昭和62年4月に、これ以降はS氏側が雅叙園観光を、M家側が日本ドリーム観光を営し、両者の資本関係、経営協力関係を解消することで終結する。ところがこの結果、雅叙園観光の大株主はコスモポリタンとなり、Ik氏が雅叙園観光の経営権を掌握することとなったのである。そしてIk氏は、昭和62年5月に雅叙園観光の会長に就任する¹⁾。

しかしこの年の10月に起こった株式暴落、いわゆる「ブラックマンデー」の結果、コスモポリタンの資金繰りが苦しくなり、これを受けてIk氏は会長を辞任することになった。その後、雅叙園観光の大株主はディクソン・ワン・カンパニーを中心とする香港企業に移り、経営陣も

1) 日本経済新聞社[1991]、184-186頁。

同社らが送り込んだY氏を中心としたもの変わる。表面的には、この状況は資金繰りが苦しくなったコスモポリタンが雅叙園観光の株式を外国企業に売却したように見えた。しかし、香港企業グループは株式の名義人というだけであり、実際に雅叙園観光株を持ち、経営権を握っていたのは後にイトマン事件で逮捕されるKy氏であった。そしてKy氏とIk氏は協力関係にあり、要するにIk氏は会長を辞しても雅叙園観光の経営権を掌握していたのである²⁾。

すなわち、資金繰りの苦しくなっていたIk氏は、Ky氏と協力して雅叙園観光を利用した資金繰りを画策していた。Ky氏は先に日本レースの経営にあたって手形を乱発したことがあるが³⁾、ここでもそれと同様に、Ik氏と協力して雅叙園観光の手形を乱発した。その総額は700億円ともいわれる。また、先の日本ドリーム観光との紛争解決の際に日本ドリーム観光から雅叙園観光に譲渡された神戸ニューポートホテルも、It氏の経営する協和総合開発研究所へ売却される。すなわち、このような形で雅叙園観光はIk氏の資金繰りに利用され、その資産が流出することになったのである。しかし、結局Ik氏は昭和63年8月に失踪し、コスモポリタンも同年11月に破産する。そして雅叙園観光には巨額の手形債務が残ることになる⁴⁾。

この手形債務の決済を引き受けたのは先に雅叙園観光から神戸ニューポートホテルを購入した協和総合開発研究所(以下、協和と記す)の社長、It氏であった。氏は雅叙園観光の株式を引き受けるとともに、協和の会長を社長として雅叙園観光に送り込んだ。It氏はかねて裏経済にかかわりの深い人物と目されていたが、その人物が、事実上、上場企業の経営者となったのである。It氏は、雅叙園観光が振り出した手形の回収にとりかかったが、その資金は、大阪府民信用組合からIt氏に融資されていた。

しかし、この融資はその後打ち切られる。このためIt氏は新たな資金源として、大阪の中堅商社イトマンに着目し関係強化を図るのである。その後、雅叙園観光はイトマンに対する第三者割り当て増資によって資金を調達すると共に、イトマンからの融資も受けることになり、これがいわゆるイトマン事件に発展していくことになる⁵⁾。ともあれ雅叙園観光はイトマンとの関係を強め、平成2年4月にはイトマンのKw社長を会長として迎えた。しかしながら、イトマンの事例でも述べたように、イトマンから雅叙園観光へ渡った資金はそのかなりの部分が協和、すなわちIt氏のもとへ流れたのである⁶⁾。

さて、このような会社間関係が、雅叙園観光の平成3年2月決算の処理について会計上の問題点となって表面化することになる。すなわち雅叙園観光は、同期の会計処理について、公認会計士、監査役、経営陣の意見が合わずに決算発表を延期したことを発表するに至った⁷⁾。ここで問題となったのは、以下の点であった。

第一は、平成3年2月末に、協和への雅叙園観光の貸付金のうち約86億円が焦げつく事態となったことに関するものである⁸⁾。これについては、雅叙園観光は協和側から新井組の株式320万株を担保に取っていることになっていた。ところが、この株式は現実には雅叙園観光の手元にはなく、協和の借入先であるノンバンク、キョートファイナンスに渡っていた。このため、雅叙園観光の証券取引法監査、商法監査特例法監査を担当していた永田町監査法人は、この株式の所有関係を明確にすべきだと主張した。仮に焦げ付いた86億円が無担保状態であるならば、

5) 吉見[1996], 77-78頁, 日本経済新聞社[1991], 189-192頁。

6) 吉見[1996], 81頁。平成2年2月、雅叙園がイトマンへの第三者割当増資で得た資金は107億円であったが、そのうち86億円が協和に貸し付けられていた(『雅叙園観光の魑魅魍魎』『週刊東洋経済』1991年6月1日, 40-43頁)。

7) 『日本経済新聞』平成3年4月19日朝刊。

8) 日本経済新聞社[1991], 195頁。

2) 日本経済新聞社[1991], 186-188頁。

3) 吉見[1996], 79頁。

4) 日本経済新聞社[1991], 188-189頁。

これに多額の貸倒引当金を計上する必要が生じ、決算結果に大きな影響を与える。これに対し、会社側は、株はノンバンクによる保護預かりであるとし、雅叙園観光の請求があればいつでも返還する旨の証明書を得ることで監査人を納得させたのである⁹⁾。

第二は、協和の借入金に対する担保提供にかかわるものである。It氏がイトマン常務を退任した後は、イトマンの保証が得られなくなったため、大阪府民信組からの協和の借入金の担保を雅叙園観光が提供することとなり、そのために662億円にのぼる手形を振り出したほか、日本ドリーム観光株、雅叙園観光本社ビル等の権利書などが担保として差し入れられていた¹⁰⁾。このうち日本ドリーム観光株については、雅叙園観光が帳簿上所有するのは約800万株であったのに対し、実際にはうち670万株が協和の借入金の担保として大阪府民信組に差し入れられていた¹¹⁾。このため監査法人は、この株式の保管証明についても大阪府民信組から得ることを求めた¹²⁾。

以上の条件を満たすことを前提に、平成2年度決算について、監査法人は5月9日にいったんは適正意見を表明した¹³⁾。しかしながらその後、以下のような新たな疑問点が浮上し、監査法人は再調査を始める¹⁴⁾。

その第一は、平成元年6月に日本ドリーム観光株700万株が売却されていたことである。この時期は、It氏が雅叙園観光の経営権を掌握した1カ月後にあたる。雅叙園観光は、その後この株式は買い戻したとしているが、平成2年2月期決算の有価証券報告書には旧簿価のまま

で記載されており、財務諸表上はかかる売買の形跡をみることができない。売買が事実だとすれば、有価証券報告書虚偽記載となる可能性が強い。

第二は、先の日本ドリーム観光株の担保差し入れについてである。これについて、監査法人はとりあえず預かり証の入手で妥協したものの、最終的には同株式の返還を求めている。そして、適正意見表明後も、同監査法人は雅叙園観光の調査を進めた結果、その中で担保提供された670万株を除いて雅叙園観光が現に保有しているはずの日本ドリーム観光株130万株のうち126万株が行方不明となっており、すなわち現実に雅叙園観光社内に存在する株式は4万株だけであることがわかる。これに対し、雅叙園観光側は担保提供した株式は返却されており、上記126万株と共に合計796万株は都内の銀行が保護預かりしており、雅叙園観光はその所有権を失っていないが、社内にはその預かり証しかないと言明した¹⁵⁾。しかし同時に、雅叙園観光の社長からは、この株式の返還を求める訴訟の可能性や、返すといったのにだまされたといった発言もあり、雅叙園観光が実質的にこれら株式を保有している状態にないことも示唆している。

また実際には平成元年6月に売却された700万株は買い戻されておらず、結果として雅叙園観光にあったのは100万株だけという説もある¹⁶⁾。そうだとすると、現に手元にあるのは4万株だけであるから、結局96万株の行方がわからないことになる。またこの場合には、平成2年2月決算ではすでに売却して存在しない株式が計上されていたことになり、粉飾決算であった可能性が濃厚となる。

このような状況下で、監査法人にとっては「なにがどうなっているのかまったくわからない¹⁷⁾」状態に至る。このため、永田町監査法人

9) 『日本経済新聞』平成3年5月10日朝刊。

10) このうち手形は、91年2月期決算の問題化にともなって、雅叙園観光に返却されたが、不動産についてはその後根抵当権が設定されるに至る(日本経済新聞社[1991], 196頁)。

11) 日本経済新聞社[1991], 196頁。

12) 『日本経済新聞』平成3年5月10日朝刊。

13) 『日本経済新聞』平成3年5月10日朝刊。

14) 『日本経済新聞』平成3年5月15日朝刊。

15) 『朝日新聞』平成3年5月17日朝刊。

16) 『朝日新聞』平成3年5月17日朝刊。

17) 『朝日新聞』平成3年5月17日朝刊。

は5月16日には意見を差し控えることとした¹⁸⁾。しかしそのまま有価証券報告書においても意見差し控えとなれば、事実上の虚偽記載とみなされ、東証は上場廃止の手続きに入る可能性が出てくる。このため、会社側は監査法人側の要求を受け入れ、決算の大幅な修正に踏み切った。具体的には、行方不明のドリーム観光株の9割、根抵当権の設定された建物の約5割を償却するとともに、調査の結果新たに判明した約135億円の簿外手形を記載することとし、以上により最終利益がゼロとなることとなった。これを受けて、監査法人は5月31日に改めて適正意見を出し、ようやく一応の決着をみる¹⁹⁾。

ところが翌年の10月、前年度の平成4年2月期決算について、雅叙園観光が監査法人から粉飾決算の疑いを指摘されていることが突然報道される²⁰⁾。すなわち同期決算におけるその売り上げのうち、57.5パーセントにあたる20億8,500万円はライフベルモニー社のものであった。この会社は、北海道でIt氏の兄が経営する冠婚葬祭会社であったが、雅叙園観光側はこの会社から営業譲渡を受けているため、その売り上げの全額を雅叙園観光の売り上げとして計上したとした。しかし、監査法人はかかる営業譲渡の事実を確認できなかった。かつ現実にライフベルモニーは別個の企業として存続しているにもかかわらず、ライフベルモニーの売り上げ全額を雅叙園観光の売り上げとして計上し、さらにその97パーセントを委託手数料という形でライフベルモニーに払い戻すという処理が行われていた。

これについては、会社側はあくまで粉飾経理との見方は否定し、監査法人も「ライフベルモニーと雅叙園の間の営業譲渡関係をきちっとした形にしてほしいと指摘した」「現状では会計上、監査上とも重大な疑義が生ずる」としたも

のの、「92年2月期は無限定適正で、それを变えるつもりはない」ともして、同期の粉飾決算報道を否定した形になった²¹⁾。

ところでこの報道は、雅叙園観光の平成4年8月中間決算に関連して明らかになったものであった。すなわちこの中間決算に際しては、監査法人は上記の理由から、その売上高については雅叙園観光がライフベルモニーに貸している土地の賃貸料など、売り上げの3パーセント相当のみ雅叙園観光の売り上げとして計上することを求めたのである。ただし、営業譲渡を段階的に進めていくという確認ができれば、8月中間決算で100パーセントの売り上げ計上を続けても構わないという見解も示している²²⁾。さらにこの売り上げ計上の問題とともに、他にも問題点が生じた。まず、501億円の裏書手形の問題である。これは、協和が振り出し、雅叙園観光が裏書きしたもので、キョートファイナンスが保有していたものである。これについて、雅叙園観光は偽造されたものとしてその存在を否定していたが、7月にキョートファイナンスとの間で支払い請求を1年間猶予する契約を結んだため、いわば自らその存在を肯定した形となった²³⁾。このため、8月中間決算においては、監査法人はこの手形について財務諸表への注記を求めたのである。

また、協和への貸付金73億円が無担保状態になっており、これについて監査法人の公認会計士は「引き当てするかどうかを大蔵省に判断を仰いでいる」とするとともに²⁴⁾、後には貸倒引当金の設定の必要性を主張した²⁵⁾。

21) 『日本経済新聞』平成4年10月28日朝刊。

22) この点については、日本公認会計士協会は一般論として「具体的に営業の移転がなされていないものを売り上げとして計上することには問題がある」と指摘している（『日本経済新聞』平成4年10月29日朝刊）。

23) 『日本経済新聞』平成4年10月27日朝刊、平成4年10月28日朝刊。

24) 『日本経済新聞』平成4年10月28日朝刊。

25) 『日本経済新聞』平成4年10月29日朝刊。

18) 『朝日新聞』平成3年5月17日朝刊。

19) 山口[1992]、14頁。

20) 『日本経済新聞』平成4年10月27日朝刊。

かかる議論を経て、11月13日に雅叙園観光が発表した8月中間決算にかかる処理は以下のようであった。第一に、ライフベルモニー社との営業譲渡については、契約は結んでいないものの「営業譲渡内容の充実を図るということで両者のトップが合意したことを理由に」売り上げを従来通り計上した²⁶⁾。この結果、雅叙園観光の売り上げのうち62.6パーセントがライフベルモニーの売り上げ分となった。第二に、裏書手形については、「第三者の人的物的担保がある」という理由で40億円のみを注記に計上した²⁷⁾。なお、注記額それ自体は他のものと合算した121億9,300万円である。第三に、引当金については、貸付金は実質的には第三者割り当て増資を引き受けたイトマンに還流されており、イトマンに返還を請求していることを理由に計上しなかった。以上の処理について、雅叙園観光は、条件付きではあるが監査法人の有用意見の内諾を得たとしていた²⁸⁾。

ところが11月16日、永田町監査法人のA代表社員は記者会見し、8月中間決算に関して、現状では不適正との結論に達したと発表した。これは、8月中間決算に含まれた上述の3点のポイントのうち、第三点の引当金計上に関連している。すなわち、永田町監査法人によれば、雅叙園観光は協和の債務を有力な第三者企業が引き受ける予定と説明しており、それを前提に適正(有用)の内諾を与えていたが、その説明が事実無根であることが判明したため、不適正表明に踏み切ったという²⁹⁾。東証は、これに対して11月30日までに適正(有用)意見が得られない場合には、監理ポストに入れ審査の上、上場廃止となることを表明した。雅叙園観光としては、不適正意見を受け入れて上場廃止をも念頭に入れるか、監査法人の意見を入れて貸倒引当金を計上し、中間決算を修正するかの選択に迫

られた。

この危機に際して、雅叙園観光が採った行動は上記のいずれでもなかった。すなわち、19日、同社は永田町監査法人との監査契約を打ち切ったと発表したのである³⁰⁾。同時に、新たに個人の公認会計士Ym氏を選任、貸倒引当金については焦げ付き額の約半額にあたる43億円を計上して決算を修正の上、Ym氏の適正意見を得た。このため、雅叙園観光は形式的には上場廃止を免れることとなり、30日には大蔵省に半期報告書を提出し、東証にもその写しを提出した³¹⁾。東証に対する監査報告書には2名の公認会計士の署名捺印が必要であるが、この場合はYm氏1人の署名捺印だけで提出され、東証も臨時の措置としてこれを受理している。

さて解任された永田町監査法人は、翌年の株主総会に出席し解任不当の意見を述べた。この制度は昭和56年の監査特例法改正によって会計監査人が解任された場合に設けられた制度であったが、これが初の適用事例となった³²⁾。さらに9月13日には監査法人が雅叙園観光と同社監査役3名を相手取り、社会的信用を傷つけられたとして損害賠償請求訴訟を起こすに至ったのである³³⁾。その内容は、監査法人に3,000万円、A代表社員に1,000万円の損害賠償と、監査契約約款第8条に基づく1,019万5,000円の支払い、ならびに日本経済新聞と朝日新聞への謝罪広告の掲載を求めるものとなっている³⁴⁾。

14. 2 報道の論点

本事例は、社会的な大事件という性格をもつものではないため、報道の総量としては必ずしも多くはない。しかしながら事例の性格上、報道の中心が会計、監査問題に集中していること

26)『日本経済新聞』平成4年11月14日朝刊。

27)『日本経済新聞』平成4年11月14日朝刊。

28)『日本経済新聞』平成4年11月14日朝刊。

29)『日本経済新聞』平成4年11月17日朝刊。

30)『日本経済新聞』平成4年11月20日朝刊。

31)『日本経済新聞』平成4年12月1日朝刊。

32)『朝日新聞』平成5年5月13日夕刊。

33)『朝日新聞』平成5年9月13日朝刊。

34)「雅叙園観光の解任された会計監査人、損害賠償を求めて提訴」『商事法務』第1333号、1993年9月25日、46-47頁。

が特徴的である。基本的には、前節で概観したように、雅叙園観光の決算とそれに対する監査法人の対応を軸に報道がなされている。それに加え、雅叙園観光が社会的に問題となったイトマン事件と関連の深い企業であるため、これとの関係、特に協和総合開発研究所およびIt氏との関係に着目がなされている。

しかしながら、報道量の少なさと事例の複雑さから、報道にあっては、特に資金の流れについて明確につかめていないくらいは否めない。たとえば、行方不明になったとされる日本ドリーム株の行方や、雅叙園観光から協和に流れた資金の使途など、本事例では不明確な部分をかなり残したままになっている。

14. 3 監査および監査人との関連

本事例が監査にとって重要な意味をもつものであることは自明であるが、これはいくつかの点から見ることができる。

第一には、何より本事例は監査人（公認会計士）の解任事例であるということである。監査特例法によれば、監査契約を結んだ企業は会計士が企業に不利益をもたらす意見表明を行ったからといってそれを理由に解任することはできない。株主総会はいつでも会計監査人を解任することが可能だが（第6条）、他の場合は会計監査人の職務上の義務違反、非行、心身故障の理由がある場合に監査役全員の同意によって解任できるだけである（第6条の2）。本事例の場合、永田町監査法人が雅叙園観光に対して不適正意見を表明する意向を述べた直後に解任されているため、報道の多くは不適正意見の表明と監査人の解任を直接的に結びつけて考えた。これは状況からしてごく当然であろう。

しかし法律上それは許されるわけではなく、雅叙園観光によれば監査人解任の理由は自己に不利益な意見表明の可能性が高くなったからではなく、公認会計士としての守秘義務に違反し、職務上の義務違反にあたるためという³⁵⁾。具体的には、監査法人およびその代表社員であるA

公認会計士が行った記者会見等で、雅叙園観光の経理にかかわる事実が提示され、それをもとに報道がおこなわれたようであることを指す。この点は、裁判の過程で事実関係について判断がなされるであろうが、ここではA公認会計士の行った記者会見で示された情報が、守るべき秘密にあたるのかどうか大きなポイントである。この判断はきわめて難しい。しかし常識的には、A公認会計士、あるいは永田町監査法人としても記者会見等を行う場合には、監督官庁たる大蔵省、あるいは東京証券取引所ないし日本公認会計士協会の担当部署と連絡をとりながらこれを行っていたと考えるのが妥当であり、とすれば会見内容については上記組織の守秘義務に関する判断も考慮されていたと考えるのが自然であろう。

従って、永田町監査法人が雅叙園観光に対して起こした訴訟は、直接的には名誉毀損にかかわる損害賠償請求訴訟であるが、公認会計士の守秘義務とは何か、そして本事例で守秘義務が守られていたとすれば（すなわち、原告永田町監査法人が勝訴したとすれば）、監査人解任の理由は何だったのかという、2つの注目すべきポイントを含んだものである。

第二は、公認会計士と監査役の関係である。雅叙園観光が監査法人を解任したというが、上述のように、正確には会計監査人を解任できるのは同社の監査役ということになる。これは監査特例法上、会計監査人はその監査報告書を監査役に提出し、監査役がその適否を判断するという関係になっているからにはほかならない。本事例の場合、監査役自身が監査法人を訪れ、不適正意見を撤回し適正意見を書くよう求めたが、受け入れられなかったため解任した、とされる³⁶⁾。

35) より正確には、商法監査特例法第6条2第1項第1号の「職務上の義務に違反」したときおよび、公認会計士法第27条の「秘密を守る義務」に抵触するということになる。

36) 『朝日新聞』平成5年9月13日朝刊。

この場合、まず監査役と会計監査人（監査法人）との間に意見の相違があったことは明らかである。しかし単に意見の相違ならば、監査役にとっては会計監査人の不適正意見に対してこれを相当と認めない意見を書いた監査報告書を作成することも可能であり、またそれならば監査役の職務の範囲であろう。しかし、本事例の場合には、このような方向とは異なり、自ら会計監査人の解任に踏み切った。これは不適正意見を得た場合の証券取引法上の不利益を監査役自身が会社経営者側の立場から勘案して行動したとも考えられる。先の損害賠償請求訴訟でも、法人としての雅叙園観光と共に監査役が被告となっている。

これに関連していえば、そもそも監査役が監査人としてその監査を有効に行い得ていたのかどうかにも疑問を呈さざるを得ないであろう。たとえば、雅叙園観光がイトマンに対する第三者割当増資で調達した資金は、そもそもは設備投資資金とされていたにもかかわらず、現実にはその大半が協和への貸付金として利用されていた点、さらにその融資に際してはほぼ無担保状態であった点について、監査役が果たすべき役割があったことが指摘されている³⁷⁾。

第三は、監査人の意見表明の重大性である。現実問題として、公認会計士監査において意見差し控えないし不適正意見が表明されることは希であり、まして証券取引法監査にあってはきわめて例外的といわざるを得ない。本事例は、この両者を端的に含んだ事例であり、いかなる場合に意見差し控え、ないし不適正意見が表明されるのか、あるいはそれが相当か否かを検討する際の重要な事例である。

雅叙園観光の事例で意見差し控えが行われたのは、第1節で述べたごとく、端的には監査人が監査対象会社の状況を把握できない状態に陥ったからであり、また不適正意見に至ったのは、少なくとも財務諸表が会社の状態を適正に表し

ていないという心証を得たからにほかならない。

監査論的には、その心証形成の適否はともかく、監査人が心証を形成する合理的な基礎が得られない場合には意見を差し控えるべきであるし、不適正の心証を得れば不適正意見を表明するしかないことになる。しかしこのことが本事例のごとく事件に発展してしまうのは、かかる意見表明が実務的には上場会社の場合には上場廃止に直結するというその重みの故である。いわば、意見差し控えなり不適正意見の表明は、公認会計士が対象会社の上場廃止を決断するに等しいことになっている。この点が、公認会計士が意見差し控えや不適正意見の表明をなにくくしているということは事実であろう。

第四に、本事例は公認会計士と監査対象企業との関係について問題点を提示している。敷衍すれば、監査とは何かという根本的な問題への問いかけである。

上記のように、不適正意見の持つ重みの故に、公認会計士の意見表明と上場基準とを切り放し、いわば公認会計士が意見表明をする場合の負荷をなくすべきとする考え方もある。これは見方を変えれば、公認会計士監査にあって、不適正意見とはどのようなものなのかを考えることでもある。すなわち、不適正意見とは、ある意味では監査の失敗の表明であろう。監査は単なるチェックではない。期末に提示された財務諸表を検査し、それに適否を与えるという単純なものではない。監査対象企業に対して、日頃から指導、助言を行ってその会計を把握し、適正意見を表明できる財務諸表をいわば財務諸表作成者と共に作り上げていく、それも監査の重要な過程の1つであり、監査が単なる検査と異なるところである。その意味では、不適正意見の表明はかかるプロセスが失敗したことの表明であり、広い意味で監査の失敗の表明ともいえるものである。

かかる失敗を生じさせないためには、監査人は監査対象企業との信頼関係を築かねばならない。それは決して癒着して独立性を失うという

37) 中島[1992]、23-24頁。

ことではなく、必要十分な情報を得、あるいは提供しあい、企業にとっては外部者の指導、意見に耳を傾けうる関係の構築である。

かかる関係構築に失敗しているとき、その非が監査人、被監査企業のいずれに求めうるのかは状況によって異なろう。監査人が未熟であるために被監査企業の信頼を得られない場合もあるうし、あるいは被監査企業が故意に監査人を欺こうとした場合もあるう。

少なくとも、雅叙園観光の事例は、明らかにかかる信頼関係が欠如した事例である。そして、その責は、雅叙園観光側に多く求められよう。第一節でみたごとく、雅叙園観光はそもそも長く経営的な問題を抱えてきた企業であるといえる。ここでは、監査人の目が厳しくなるのは当然であろうし、被監査企業はその中で監査人との信頼関係が築けるように努力する必要がある状況であろう。しかるに、雅叙園観光の場合は、イトマン事件とも関連して不明朗な資金の流れ、会社関係が継続し、監査人の信頼を得る努力を大きく欠いていたと考えられる³⁸⁾。

しかし、かかる場合に監査人が監査の失敗を防ぐにはどうすればよいのだろうか。一つの方法は、かかる信頼関係をどうしても築けぬ場合には、不適正意見を表明するに至る前に、あえて自ら監査人を辞任するということがある。このような場合、仮に会社側がかわりの公認会計士を容易に見つけうるとすれば、それは公認会計士側の問題である。公認会計士が辞任せねばならぬほどの企業は、それ相当の問題を含む企業という証左と受けとめるべきで、かかる企業が公認会計士との契約を得られないような環境を、公認会計士界側がつくっていかねばならないのではないのか。

この点で、本事例で永田町監査法人が解任された後、ただちに他の個人会計士が選任されかつ適正意見を表明したというのは、公認会計士

全体にとって大きな問題を含んでいないか再考するべきである。

14. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例は、不適正意見の表明と監査人の解任が関連しているという点で、我が国における事例としてはきわめて特徴的である。企業不祥事としては、監査がその中心となったという意味でも、注目すべき事例であろう。当然ながら、ここまで述べたごとく、報道も監査にかかわるものがその中心となった。その意味では、これまでになく公認会計士の役割が社会的に注目された事例といえよう。当然ながら学界からの反応もあり、特に鳥羽[1993]はこの事例についてきわめて詳細な考察を行っている。

本事例に関しては、法規等における具体的な対応はない。もっとも、事件の処理にあたって日本公認会計士協会の果たすべき役割の大きかったことは指摘できよう。すなわち、本事例は基本的には監査人とクライアントの間の紛議であり、クライアントの解任の理由が公認会計士の守秘義務違反という点でも、専門職団体としての日本公認会計士協会が紛議解決にあたって果たすべき役割は大きかったはずである。事実、協会は担当会計士から事情を聞いている。しかし、鳥羽[1993]は、このような監査人の解任と交替の事情調査にあたる日本公認会計士協会の機関が現状では監査業務審査会となっているが、むしろ規律委員会をもって積極的に処理にあたるべきであったと批判し、協会の規律委員会の強化の必要性を論じている³⁹⁾。

かかる事例の場合、裁判所で解決を計るのでないとすれば、確かに現在のところ、その任にあたるのは日本公認会計士協会をおいてほかにはあるまい。しかし、その役割が果たせぬとなれば、別途方策を考える必要もあるう。また、紛争の調停を行うという考え方からは、公認会計士協会が当事者にとって中立な機関として社

38) 「会計監査人の解任」『商事法務』第1306号、1992年12月5日、47頁。

39) 鳥羽[1993]、36-37頁。

会的にみなされているのかどうかも、我が国にあっては疑問である。その意味では、たとえば労使関係における労働委員会のような、社会的第三者機関をもってこれにあたることも1つの考え方であろう。

公認会計士が現実に不適正意見の表明や意見差し控えを行う可能性はあるのであるから、彼らが自信を持って意見を表明できるようにする環境整備が必要であることは論を待たないが、本事例は我が国ではそれが必ずしも十分ではないことを示している。

参考文献

- 中島 茂「最近の企業不祥事件と監査役の役割」『監査役』第298号、1992年2月、17-27頁。
- 日本経済新聞社『ドキュメント イトマン・住銀事件』日本経済新聞社、1991年6月。
- 鳥羽至英「雅叙園観光会社事件——その意義と残された課題——」『監査役』第324号、1993年10月、15-49頁。
- 山口栄一「不正をチェックできない公認会計士なんかいない」『朝日ジャーナル』1992年4月10日、11-17頁。
- 吉見 宏「我が国における企業不正事例(4)」『経済学研究』(北海道大学)第46巻第1号、1996年6月、72-86頁。